

## 産業動物獣医療の現状と今後の展望

石川憲明<sup>†</sup> (石川繁殖管理クリニック代表)

## 1 はじめに

獣医師専門雑誌をみて、余りに多くの「獣医師募集」案内が掲載されている現実に驚かされている。最近みた産業動物の診療技術誌「家畜診療」5月号では募集案内が12ページにも亘り、今年の随時採用分として全国のNOSAI

から23カ所、酪農協や民間等の診療施設から16カ所の求人案内が載り、募集人員はほとんどが若干名の急募であった。さらに令和6年と7年の4月定時採用分として25カ所の掲載があり、NOSAI関係の採用予定人数は、NOSAI北海道が70名で最も多く、宮崎・鹿児島県の10名、宮城県6名、山形・兵庫・沖縄県5名、広島県4名などと続くが、採用募集の掲載がない府県もある。待遇面では、初任給20～25万円台、獣医師手当2万円前後～12万円と地域ごとに大きな格差があり、また、家畜飼養頭数の少ない県ほど手当を含む給与が低い状況であった。これらのことから全国各地で獣医師の雇用対策に大変苦慮している様相が伺われる [1]。

令和2年5月、農林水産省が「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表した [2]。

これに基づき令和3年度には各都道府県が一斉に令和12年度を目標とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定した。前述の募集案内のとおり全国各地で診療獣医師の争奪戦が激化している中、この計画書の目標を達成させる必須条件は、まず産業動物診療獣医師及び家畜衛生や公衆衛生に携わる公務員獣医師の雇用確保と、その職場環境の整備にある。また、獣医師不在の遠隔地や飼養頭数の少ない農家が点在する診療効率の低い地域に対し、獣医療の提供をいかにすべきか課題も多い。その対応策として、休職中や定年退職した人材への再就業アプローチ、情報通信機器を活用して診療の効率化を図る家畜遠隔診療の活用、それでも十分な診療の提供が確保できない場合には家畜保健衛生所など公的機関による補完的な診療など、抜本的な体制整備が急務となる。

今回、後継獣医師の確保もままならない畜産の後進県で長らく獣医療の現場に立つ一介の獣医師が、近い将来の行く末を案じ、産業動物獣医療の現状と今後の展望について考えてみたい。なお、農場管理獣医師やコンサルタント獣医師が大勢を占める養豚と養鶏の獣医療については全くの門外漢なので、牛の獣医療に限定して議論を展開する。

## 2 変わりつつある産業動物の診療現場

## (1) 牛の飼養戸数・頭数の動向

農林水産省が最新の畜産統計（令和5年2月1日現在）を7月に公表した [3]。

乳用牛の飼養戸数は1万2,600戸で前年比700戸(5.3%)が減少、飼養頭数は135万6,000頭で前年比1万5,000頭(1.1%)が減少し、1頭当たり飼養頭数は107.6頭で前年比4.5頭(4.4%)増加した。全国の農業地域別では、飼養戸数と飼養頭数の占める割合のトップは北海道で、それぞれの全国割合は42.7%、62.1%だった。逆に飼養戸数と頭数の少ない地域は北陸、近畿、四国であった。飼料費の異常な高騰と高止まり等で離農者が続出し、国内の全地域で飼養戸数が減り、特に北海道180戸、関東・東山170戸、東北120戸が減少した(表1)。

肉用牛の飼養戸数は3万8,600戸(乳用牛の約3倍)で前年比1,800戸(4.5%)が減少した。逆に飼養頭数は268万7,000頭(乳用牛の約2倍)で前年比7万3,000頭(2.8%)が増え、1頭当たり飼養頭数は69.6頭で前年比4.9頭(7.6%)増加した。全国の農業地域別では、九州地域がトップで、飼養戸数43.8%、飼養頭数36.4%を占めた。逆に飼養頭数の少ない地域は北陸、近畿、四国であった。乳用牛と同様、国内の全地域で飼養戸数が減り、特に九州800戸、東北520戸、中国140戸、関東・東山で110戸が離農等で減少した(表1)。

畜産農家数の減少は、国や地方自治体の畜産行政にとって大きなマイナス要素であり、今後の施策を含めた動向が気になるところである。さらに飼養頭数の減少は、家畜診療所収支に大きな影響を及ぼすことが必至で、産業動物診療獣医師のみならず、畜産振興・伝染病

<sup>†</sup> 連絡責任者：石川憲明 (石川繁殖管理クリニック)

〒932-0252 南砺市高瀬218 ☎・FAX 0763-82-2289 E-mail: ishi\_hansyoku@ybb.ne.jp

表1 乳用牛と肉用牛の飼養戸数及び頭数（令和5年2月1日現在）

【農水省ホームページ：畜産統計】

区分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
乳用牛	飼養戸数 (R4年)	戸	13,300	5,560	1,900	253	2,430	549	392	577	271	1,300	65
	飼養戸数 (R5年)	〃	12,600	5,380	1,780	237	2,260	501	357	547	261	1,230	64
	対前年比	%	94.7	96.8	93.7	93.7	93.0	91.3	91.1	94.8	95.3	91.6	98.5
	全国割合 (R5年)	〃	100.0	42.7	14.1	1.9	17.9	4.0	2.8	4.3	2.1	9.8	0.5
	飼養頭数 (R4年)	千頭	1,371.0	846.1	97.4	12.2	172.2	47.0	24.4	48.0	16.7	103.1	4.0
	飼養頭数 (R5年)	〃	1,356.0	842.7	95.8	11.8	168.0	45.3	23.3	46.7	16.1	102.1	3.9
	対前年比	%	98.9	99.6	98.4	96.7	97.6	96.4	95.5	97.3	96.4	99.0	97.3
	全国割合 (R5年)	〃	100.0	62.1	7.1	0.9	12.4	3.3	1.7	3.4	1.2	7.5	0.3
肉用牛	飼養戸数 (R4年)	戸	40,400	2,240	10,000	328	2,610	1,050	1,400	2,220	618	17,700	2,170
	飼養戸数 (R5年)	〃	38,600	2,180	9,480	325	2,500	1,010	1,330	2,080	593	16,900	2,140
	対前年比	%	95.5	97.3	94.8	99.1	95.8	96.2	95.0	93.7	96.0	95.5	98.6
	全国割合 (R5年)	〃	100.0	5.6	24.6	0.8	6.5	2.6	3.4	5.4	1.5	43.8	5.5
	飼養頭数 (R4年)	千頭	2,614.0	553.3	334.1	20.8	281.4	125.0	90.6	128.9	60.3	941.7	78.0
	飼養頭数 (R5年)	〃	2,687.0	566.4	338.5	21.1	286.9	128.1	93.9	131.8	61.3	977.4	81.0
	対前年比	%	102.8	102.4	101.3	101.4	102.0	102.5	103.6	102.2	101.7	103.8	103.8
	全国割合 (R5年)	〃	100.0	21.1	12.6	0.8	10.7	4.8	3.5	4.9	2.3	36.4	3.0

注：北陸は、新潟、富山、石川、福井の4県。 関東・東山は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡の1都9県。 東海は、岐阜、愛知、三重の3県。

防疫・家畜衛生業務・食品や食肉衛生等に携わる公務員獣医師の雇用確保にも影響すると考える。

## (2) 獣医師法第22条の届出状況とその動向

獣医師は、獣医師法第22条に基づき2年ごとに届出書の提出が義務付けられ、これにより獣医師の分布、就業状況、異動状況等が把握できる。令和2年12月31日現在の公表データでは、産業動物診療分野に従事する獣医師は4,402人（全分野の10.9%）で、うち女性獣医師は750人（女性構成比17.0%）だった。女性構成比を年代別で見ると、20代が約5割、30代は約3割を占め、難産介助など肉体的なハンディがあるとされていた産業動物診療分野でも女性獣医師の進出が急増している（表2）[4]。

実際、畜産現場で女性獣医師の仕事振りを拝見しても、的確かつ活き活きと仕事をこなす、男女間に診療技術の差は感じられない。産業動物診療分野は長らく男性中心の職場であったが故に、これからの職場環境の改善が急務である。たとえば女性専用の休憩室・トイレ・シャワー室の整備、セクハラやパワハラのない明るい職

場、気軽に相談できる開かれた職場、それはすなわち男女ともに仕事が続けやすい職場の環境づくりである。小さな職場では一人が休むと同僚に大きな負担がかかってしまうが、体調がすぐれない時、リフレッシュしたい時、子どもの参観日、家族の介護が必要な時などに男女とも気兼ねなく休みが取れ、出産休暇や男女の育児休暇が気兼ねなく取得できるには、一緒に働く同僚の協力と理解はもちろんのこと、上司や雇用者側のさらなる理解醸成が必要である。今までの男性中心社会を変革するためにも、もっと多くの女性管理職を起用すべきである。今や、「昔はこうだった、我慢しろ!」という時代ではない。難題なのは、獣医師の雇用と代替獣医師の確保にあるが、最も重要なのは職場環境の整備である。

過去34年間に亘る獣医師法第22条届出の就業状況をグラフで示した（図1）[4]。

小動物診療分野は、ペットブームを背景に飛躍的な愛玩動物の飼育頭数の増加で開業獣医師数が増え続けている。しかし、現在はペットを飼いたいが見世話ができない超高齢化社会であり、ペットの購入費、飼育費、医療費に経費がかかるなど経済的負担も加わり、犬の飼育頭数

表2 獣医師法第22条届出の獣医師数とその内訳（令和2年12月31日現在）

【農水省ホームページより】

区分	獣医師数(人)	割合(%)	女性構成比	うち20代女性構成比	うち30代女性構成比	うち40代女性構成比	うち50代女性構成比	うち60代～女性構成比	
獣医事に従事する者	産業動物診療分野	4,402	10.9	17.0% 〔3,652：750〕	49.2% 〔234：227〕	31.1% 〔588：266〕	23.5% 〔524：161〕	8.4% 〔741：68〕	1.8% 〔1,565：28〕
	農林水産分野	3,405	8.5	38.1% 〔2,107：1,298〕	56.6% 〔161：210〕	48.3% 〔436：407〕	50.2% 〔435：439〕	23.5% 〔702：216〕	6.5% 〔373：26〕
	公務員 公衆衛生等分野	6,013	14.9	45.2% 〔3,298：2,715〕	61.6% 〔184：295〕	53.5% 〔715：822〕	59.5% 〔706：1,039〕	34.1% 〔884：457〕	11.2% 〔809：102〕
	小動物診療分野	16,203	40.3	35.4% 〔10,467：5,736〕	51.6% 〔720：767〕	41.1% 〔2,153：1,505〕	45.1% 〔2,220：1,824〕	29.6% 〔2,324：977〕	17.9% 〔3,050：663〕
	その他* の分野	5,832	14.5	31.4% 〔4,003：1,829〕	49.3% 〔357：347〕	43.0% 〔761：574〕	48.1% 〔537：497〕	24.0% 〔839：265〕	8.8% 〔1,509：146〕
	小計	35,855	89.1	34.4% 〔23,527：12,328〕	52.7% 〔1,656：1,846〕	43.4% 〔4,653：3,574〕	47.2% 〔4,422：3,960〕	26.5% 〔5,490：1,983〕	11.7% 〔7,306：965〕
獣医事に従事しない者 (無職含む)	4,396	10.9	24.5% 〔3,318：1,078〕	57.2% 〔68：91〕	75.3% 〔98：298〕	83.1% 〔54：265〕	65.5% 〔95：180〕	7.5% 〔3,003：244〕	
合計	40,251	100.0	33.3% 〔26,845：13,406〕	52.9% 〔1,724：1,937〕	44.9% 〔4,751：3,872〕	48.6% 〔4,476：4,225〕	27.9% 〔5,585：2,163〕	10.5% 〔10,309：1,209〕	

\*：その他の分野は、教員、民間会社、海外技術協力等に従事する者。〔 〕内は、男性：女性の人数。

折れ線グラフ(人)

棒グラフ(人)

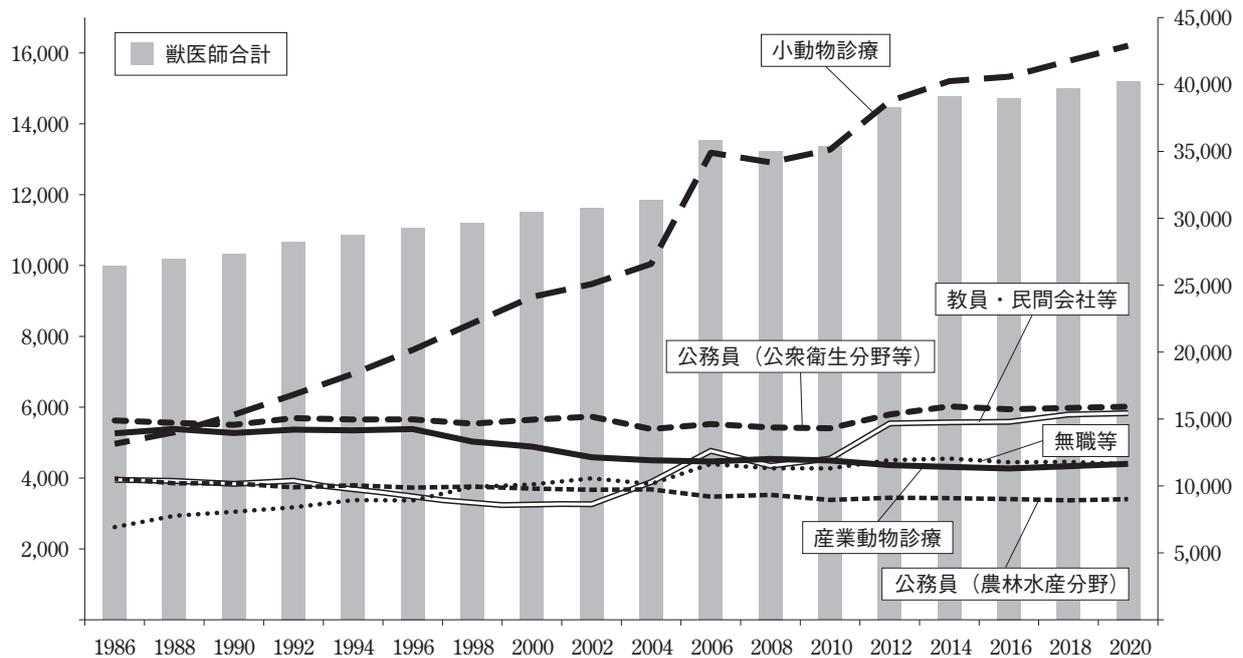


図1 獣医師法22条の届出～業種別の推移（令和2年12月31日現在）

は確実に減少している。このまま小動物病院と獣医師の数が増え続けると、小動物獣医療の業界は必ずや飽和状態となり、今後の小動物診療分野での雇用・就業はかなり厳しくなると予測される。

しかし、農水省が各獣医系大学にアンケート調査した「令和4年度獣医科大学卒業生の進路状況」では、相変わらず小動物診療分野は人気があり就業割合が46.7%と高く、公務員分野の就業割合は低い。新卒獣医師や転

職を希望する獣医師には、是非とも人手不足である産業動物診療分野や公務員分野へ就業していただきたいものである（表3）[5]。

コロナ禍の3年間は、対面での求人説明会や大学訪問、獣医師の職場体験やインターンシップなどが十分に実施できなかった。早速、学生が希望の就業分野を決定する前に、広い学年を対象とした対面の勧誘活動を行い、活気ある診療現場を体験していただき、症状が改善した時

表3 令和4年度 獣医科大学卒業生の進路

卒後の進路先		卒業生数 (人)	割合 (%)	女性構成比 〔男性：女性的人数〕
産業動物診療分野		105	10.4	44.8% 〔58：47〕
公務員	農林水産分野	56	5.6	58.9% 〔23：33〕
	公衆衛生分野	51	5.1	39.2% 〔31：20〕
	その他（教育， 一般行政等）	13	1.3	69.2% 〔4：9〕
小動物診療分野		469	46.7	55.0% 〔211：258〕
会社等		80	8.0	55.0% 〔36：44〕
その他の分野（進学， 教員，研究生等）		107	10.7	42.1% 〔62：45〕
未定（求職中，受験 準備中等），不明		123	12.2	52.8% 〔58：65〕
合計		1,004	100.0	51.9% 〔483：521〕

農水省：家畜衛生週報3730号（令和4年11月21日）より引用

の達成感、動物を病気から守る大切さ、生産獣医療の重要さと面白さ、仕事のやりがい感、そして「皆さんは必要な存在」であることをアピールして欲しい。

### (3) NOSAI 家畜診療所の現状

産業動物分野における獣医療の現場では、獣医師の不足、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入減少、診療効率の低下、収支の悪化、代替獣医師の確保などの課題が顕在化しており、特に家畜の飼養頭数の少ない都府県では顕著である。

今回は、個人開業、団体・会社営の診療所、大学病院等の実態について分かる資料が見つからず、閲覧が可能な農水省経営局保険管理官編「農業共済団体等家畜診療所実態調査」の資料を参考に、NOSAI 家畜診療所の現状と取り巻く実態について考察する [6]。

全国の産業動物獣医療はNOSAI 家畜診療所が基幹となり、家畜の診療、疾病予防、家畜伝染病対策、生産獣医療等を総合的に提供している。しかし、産業動物の診療シェアをみると、今から15年前の平成20年度までNOSAI 家畜診療所の診療割合は70%を超えていたが、令和3年度は58.6%まで低下し、逆に開業、家畜保健衛生所、大学病院等の診療シェアが増加した(図2) [6]。

共済組合の合併でNOSAI 家畜診療所は統廃合された。令和4年4月1日現在のNOSAI 家畜診療所数は201カ所に減少、さらに高齢な開業獣医師の廃業が進み、市町村営の家畜診療所も激減、これにより遠隔地の診療区域は拡大した。

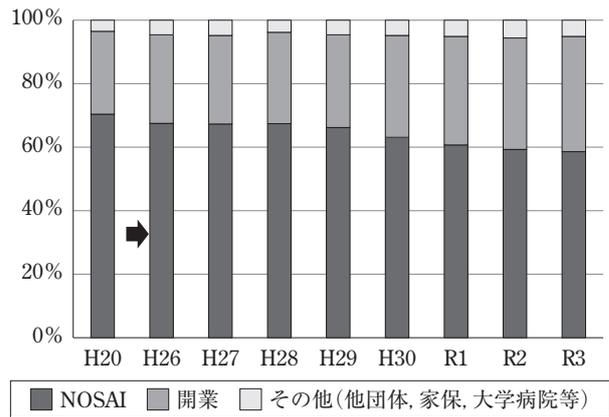


図2 産業動物診療シェアの推移（診療件数の占める割合）  
（農業共済団体等家畜診療所実態調査より引用）

全国でNOSAI 家畜診療所がないのは、栃木県、東京都、大阪府、和歌山県の4都府県であったが、令和5年4月より新たに静岡県もNOSAI 家畜診療所を廃止し、開業獣医師が中心となり獣医療を提供している。

また、公的機関である家畜保健衛生所が家畜の診療を行っているのは、石川県、京都府、和歌山県、鳥根県、徳島県、高知県、長崎県の7府県であり、離島・中山間地等の遠隔地や、診療効率の低い地域に対して獣医療の提供と維持に多大な貢献をしているが、あまり知られていない。そして全国都道府県の多くの行政サイドは、家畜保健衛生所など公的機関が診療を行うことについて、きわめて後ろ向きである。

NOSAI 家畜診療所の収支状況は、令和元年度において家畜共済勘定から家畜診療所勘定を分離したことに伴い、43の道府県中のうち26道府県が赤字となり、全国計で53億4,000万円の赤字であった。翌令和2年度収支は、43道府県中21道府県が赤字であったが、全国計9億4,000万円の赤字に減額された。令和3年度収支は、43道府県中18道府県が赤字であったが、全国計では7億2,000万円の黒字に転換した [6]。

このように収支バランスが改善された事由はいくつかある。まず支出の削減対策として、獣医師補充の差し控えと平均年齢の若返りで診療人件費の削減、診療効率化の推進、医薬品購入費の見直し、診療所の休止と統合等に取り組んだ。一方、収入の確保対策として、病傷事故及び事故外診療件数の積極的増収、有料検診指導、診療費1点10円の価額の引き上げ（限度超過後の診療費は最大で1点13円、共済未加入家畜の診療費は最大で1点36円）、休日・夜間の追加料金設定、人工授精や受精卵移植など、前向きな収入増加策に取り組み、収支の改善を図った [6]。

自分の給与分は自分で稼ぐことは一次診療を行っている民間の診療所なら当たり前のことであるが、NOSAI は一次診療に加え二次診療も担っている。一般診療のほ

か、細菌検査や生化学検査による損害防止、事故低減を図る飼養管理指導、診療効率の低い地区の診療、休日や夜間の往診対応などを実施している。農家指導により死傷事故と病傷事故が減り、農家は売上収入の増加で経営が安定、死傷事故の低下で家畜共済勘定は黒字となった。逆に家畜診療所勘定は、病気の減少で診療収入が減り、診療所収支はなかなか改善されない。

なかでも飼養頭数が少ない府県では、往々にして診療所の経営は困難となる。NOSAIが家畜診療所を廃止せず赤字覚悟で存続させた場合、赤字を補填し続ける債務、診療という労力を提供し続ける債務は、決してNOSAIだけの責任ではなく、地方自治体や受益者である農家にもある。

農水省の実態調査によると、地元の畜産振興のために自治体からNOSAI家畜診療所へ助成した補助金は、令和3年度において全国46道府県中15道府県で計上されており、その総額は3億6,200万円だった。言い換えれば残り31県は地元自治体からの助成はなく、うち18県の診療所収支は黒字で、13県は赤字であった。なお、赤字だった13県のすべてで、家畜保健衛生所による診療は行われていなかった[6]。

今後は、地方獣医師会と獣医療整備計画書を作成した事務局が中心となり、公共機関やNOSAI等の獣医療関係者の意見調整を十分に図ったうえで、補助金や家畜保健衛生所による診療など、当該県の実情に沿った獣医療を提供する体制の整備に努めていただきたい。

診療所収支の改善は、獣医師の雇用確保とその職場環境の整備に大きく関与している。誰もが赤字の診療所で働きたいと思わないし、人員不足になると過労で疲労困憊し、仕事に対するモチベーションも低下するだろう。

令和3年度の農業共済団体等家畜診療所実態調査によると、女性獣医師の育休取得率の全国平均は96.4%、男性獣医師の育休取得率は34.0%であった。また、全国平均の年間定例休日の日数は123日、定例休日の取得日数は96日で、その休日取得率は78%（44～100%）と低く、定例休日に出勤した時の対応は、代休制と手当制を併用するNOSAI診療所が多かった。年間平均の時間外労働時間は141時間で、残業手当のすべてを請求していない診療所も見受けられる[6]。

NOSAI獣医師一人当たりの年間診療回数の中央値は1,772回であった。佐賀県は突出して診療回数が多く7,510回、年間の休日取得率は56%、開業獣医師も含めた同県の獣医師一人当たりの年間診療件数は1,507件（全国中央値718件の2倍超）であった。これでは毎日の通勤・往診・治療・カルテ作成等で過労となり、現場獣医師の心と体の健康状態が非常に心配である。次いで宮崎県の診療回数4,135回、鹿児島県4,088回、兵庫県4,032回と続き和子牛生産地の診療回数が多い傾向であ

り、酪農の診療が主体の北海道は1,815回であった。

NOSAI獣医師の定年退職年齢は、北海道と秋田県の2道県だけが65歳定年であった。その他の府県は60歳定年で、再雇用制度が認められている。また、NOSAI職員の定年年齢は、段階的に延長され、令和13年に65歳となる見込みである[6]。

### 3 産業動物診療の未来を考える

産業動物の診療獣医師には地域に根差した獣医療の提供が求められる。たとえ忙しくても診療依頼があれば往診し、手術が必要なら緊急オペを行い、時に飼養管理のアドバイスをし、畜産農家の悩み事にも耳を傾けるなど、その社会的貢献度は計り知れない。そして、この仕事に生きがいを感じる人もいれば、プレッシャーと疲労で強いストレスを感じる人もいる。また、人の医療や小動物獣医療との大きな違いは、一人で往診し、看護師や愛玩動物看護師の手助けもなく、一人で治療することである。この章では、獣医師の雇用確保と職場環境の整備を中心に、今後の産業動物獣医療の在り方について考える。

#### (1) 獣医師の雇用確保

##### ア 新卒の雇用

冒頭の求人募集で述べたとおり、初任給、獣医師手当等の諸手当とも地域ごとに大きな格差がある。家畜飼養頭数が少ない都府県は、給与が低いため新卒者の雇用に苦労している。逆に飼養頭数が多く獣医科大学も近くにある北海道と九州南部（宮崎県、鹿児島県）は、給与が高く、また高度な獣医療体制が整備され、獣医職員数が多いため休日取得などの勤務形態も整備されつつあり、新卒者に人気がある。

現在の新卒者は、いわゆるZ世代と呼ばれ、パソコンではなくスマートフォンで素早くSNSの情報を収集し、仲間同士で就活情報も共有している。したがって給与が極端に低いところへは就職活動の応募もなく、新卒者の採用は難しい。今は獣医大学新卒者の売り手市場で、就活者にとって有利な状況にある。雇用者側は10年先の人員の過不足を見据えて、初任給や諸手当の見直し、奨学金制度の導入、職場環境の整備に着手しなければ、人員の不足はいつまでも解消できない。そのためにも地域自治体の支援が必要と言える。

Z世代は、経済不況の時代に育ち、共働きの家庭で育った割合も多いことから、社会に貢献する仕事、安定した職場、趣味やプライベートを充実させながらワークライフバランスのよい職場に就きたいと考える人も多いといわれ、この世代は必ずしも給与面だけにこだわらない。

高待遇の家畜診療所は、当然それだけの仕事をこなしている訳で、診療件数は多く多忙で、残業や休日出勤も多くなる。逆に給与が低い診療所は、総じて診療件数は少なく、職場環境を整備さえすれば、ワークライフバランスのよい職場と言える。この状況を逆手に取り、美しい自然、誇れる伝統文化、新鮮な海の幸・山の幸、おいしい水・お米・地酒、映えるスイーツ・ご当地料理、キャンプ・釣り・サイクリング・スキー・登山などのアウトドア、安い物価・家賃・地価、安全で住みやすい環境、子育てしやすい教育環境等、その地方ならではの魅力を診療所のホームページに掲載し、移住定住者やUターンの人材確保に努めて欲しい。

Z世代の特徴は、もちろん個人差はあるが、さまざまな情報で自分の価値観に合った職場を取捨選択するといわれ、高待遇であっても職場環境が改善されない限り、獣医師の確保と採用後の定着が困難となる。小動物のみならず産業動物獣医師の転職情報や口コミはスマホで瞬時に検索でき、かつての終身雇用時代はすでに崩壊しつつある。

#### イ 中途採用の雇用

診療獣医師の確保が困難な地域は偏在している。産休や育休時の代替獣医師の確保、病気や過労による長期休養や中途退職者に変わる人員の補充、転職や起業で生じた欠員の解消のため、中途採用で即戦力の正規雇用者を急募するが、他の職業と異なり獣医師免許が必要なので、その志願者数は限られる。

雇用確保の対策として、休職中の獣医師やOG・OBへ再就職の声かけ、正規採用年齢制限の大幅な引き上げ、65歳以上の高齢者の再雇用・嘱託雇用・臨時雇用、大動物の臨床経験のない獣医師の雇用、育児や介護等で休職中の人々が空き時間だけ利用するパート職員、さらに小動物の愛玩動物看護師に似た産業動物診療補助者の雇用等、幅広く門戸を広げた雇用策が考えられる。

高齢獣医師・診療未経験獣医師・パート獣医師の雇用で、情報通信機器を活用した遠隔診療の対応、生化学検査や細菌・ウイルス検査の補助、カルテ入力補助、診療時の注射薬準備、ワクチンの溶解・充填、注射及び保定、受精卵・凍結精液のセッティングと運搬、農家アドバイス、診療データの疫学的統計処理、在庫管理、診療車の運転・掃除・洗車など多様な仕事があり、多忙な獣医師にとって大きな力になる。また、産業動物診療補助者は、自己の所有する家畜のみ獣医師の診察に基づく指示により動物用医薬品を使用できるが、診療や検診時の保定以外でも、関係法令に抵触しない限り診療の作業補助は可能である。なお、当然ながら労災保険料は全額

雇用者側が負担しなければならない。

このように、正規職員を新規・中途採用するだけでなく、定年退職した獣医師の再雇用・嘱託雇用・臨時雇用、臨床経験のない獣医師の雇用、空き時間だけ働いてもらうパート獣医師の雇用で、獣医師不足は少なからず解消できる。少額の年金生活で暇を持って余す獣医師や、育児や介護等の理由で休職中だが空き時間を利用してアルバイトをしたいと願う獣医師にとっても、好都合である。

#### (2) 職場環境の整備

職場環境の整備については、前章の「変わりつつある産業動物の診療現場」の(2) 獣医師法第22条の届出状況とその動向で、女性獣医師の環境整備を中心に詳しく述べた。総括すると、職場環境が改善されない限り、正規職員の雇用は困難で、せっかく採用されたとしても途中で退職され、獣医師が定着しないブラックな職場となる。さらに残された獣医師は、再び過酷な仕事が始まり、体力的にも精神的にも疲れ果ててしまう。私の周りを見ても、心の病で長期休養してる人や転職した人、残念ながら亡くなった人もいる。残された家族の悲しみや寂しさを思うと、いたたまれない。

最も重要なことは、誰もが働き続けたいと思う職場環境にすることである。普段から気軽にコミュニケーションを取ることで、仕事でのコミュニケーションも円滑になり、一人で抱えていた悩み事も少しは相談しやすくなる。大動物診療の現場は業務の性質上、働き方改革が難しいとされてきた。家畜診療所の診療形態は、一人で往診し、一人で治療する。治らなければ落ち込みストレスも溜まるだろうが、経験豊富な先輩獣医師は、その解決法を身に付けているので、相談してみるとよい。また、パワハラやセクハラを誰にも相談できない職場は、心身両面に大きなストレスを及ぼし、決して誰もが働き続けたいと思える職場ではない。

誰もが働き続けたいと思う職場環境にすることは容易なことではない。だが誰かのせいにしても何も変わらない。働きやすい職場の実現に向け、一方的に自分の考えを押し付けず、聞く耳を持ち、自分自身も周りの人もお互いがリスpektし合い、風通しが良く明るい職場づくりを目指して、自らが前向きに取り組むべきである。

#### (3) 遠隔診療

人の医療現場では、厚労省が平成30年に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を策定し、すでにオンライン診療の保険適用がスタートしている。周知のとおり家畜の遠隔診療についても、令和5年4月から「遠隔診」、「初診」、「再診」、「薬治」、さらに「使用した医薬品」が家畜共済の給付対象となった。

すなわち、情報通信機器を活用することで、遠隔地や診療効率の低い地域に診療が提供できる。このことについては、農水省消費・安全局の白尾課長補佐が日本獣医師会雑誌で論説し、その中で遠隔診療活用の利点、注意点、各地の活用事例と動画の紹介など、詳しく記載されているので是非ご覧いただきたい [7]。

私自身が遠隔診療の導入モデル事業に参加し、往診距離が片道 85 km ある豪雪地域の牧場で遠隔診療を行ったところ、遠隔診療の有用性が実証された。そして多忙時や夜間、悪天候時で往診できない場合でも、遠隔診療は獣医師の負担が軽減され、往診が伴わないから診療時間は短縮し、早期治療により治療効果は大きい、さらに診療の効率化が図れるので、是非今後の診療に活用していただきたい。

ただし、これから遠隔診療による診療件数が急激に増えるかという点、そうとは限らない。その理由として次のことが考えられる。①ITリテラシーの要因（情報通信を活用する能力）。畜主や従業員が若い世代であれば、病畜の画像や動画を撮影し、いとも簡単にその情報を SNS で送信できる。だが多くの畜主は、「面倒くさい」、「それよりも待ってるから早く来て」という。対応する獣医師側も、年齢の高い先生がスマホで今後の対処法を長々と入力するのは嫌う。当分は、双方とも今までどおり遠隔診療を選択しないと推察する。②時間の問題。遠隔診療の多くは、診療の合間や診療終了後に時間を作って行く。特に夜間に依頼されることが多く、獣医師の負担も増えてしまうため、積極的に遠隔診療に取り組む診療所は少ないと考える。③診療報酬の問題。こちらが最も遠隔診療が進展しない要因と思われる。「遠隔診」の診療点数は 90 点（1 点 10 円 = 900 円）である。この点数が適正かどうかは別とし、わざわざ SNS の画像や動画で診断し時間と手間をかけて遠隔診療をするよりも、疲れていても現地に往診し、乳汁検査、直腸検査、超音波検査、注射、経口投与、洗浄、外傷治療などの処置をした方が、診療所の収入増となる。診療所が後者の対面診療を選択するのは、至極当たり前である。④給付外の遠隔診。診断の結果、診療が給付外であることが明らかになった時は、「遠隔診」が適用されない。私が遠隔診療の実証試験を行った時も、「遠隔診」が適用される症例は意外に少なく、心配なら翌日の診療に回す程度のもので、心配事の相談、飼養管理の相談が多かった。

診療効率の低い遠隔地に往診する場合は往診時間が長く、ガソリン代金も高騰し、往診料が気になるところである。「往診」の点数は、今まで患畜までの道なりの往診距離であったが、診療施設から患畜までの直線距離に改定された。また、距離の区分は以前の 4 km ごとの加算から、20 km ごとの 3 段階に改定された。さらに、2

戸以上連続して往診した場合の往診距離は次の患畜に至るまでの距離であったが、全戸について診療施設を起点とした直線距離で往診距離を計算する規定になった。したがって近くの農家を連続で多回往診する場合、往診料は今までより高くなる。しかし、遠方の農家 1 戸だけ診療に行った場合、往診料は以前の点数より極端に小さく、距離が遠いほど赤字が大きい。これでは遠隔地で診療効率の低い地域への診療は、益々敬遠され、診療空白地域の解消に繋がらない。40 km を超える遠方の往診時は、2 戸以上連続して往診する点数と、連続しない往診の点数を別に設定するなど、公平な点数にしていきたい。また、文書料が 3 分の 1 以下になった診断書や検案書の点数（改定前 101 点 = 1,010 円、改定後 30 点 = 300 円）も然りで、この点数は獣医療に対する適正な評価と言えるか疑問である。

#### 4 おわりに

侍ジャパンを WBC の優勝に導いた栗山監督のように、チーム（職場）を育む力と、メンバー（同僚）を信じる寛容さを身に付けたいものである。どんな仕事も、決して個の力だけで成し得るものではなく、そこには必ず仲間や家族の支えが存在することを忘れてはいけない。これからの産業動物の診療体制は、個の診療から、仲間同士が支え合うチーム獣医療へと進むべきである。さらに NOSAI 家畜診療所、開業・民間診療所、他団体の診療所、家畜保健衛生所、地区獣医師会、獣医系大学、行政機関らが密接に交流・連携し、その地域に見合った産業動物獣医療体制と一緒に構築して行くと、未来への展望が自ずと開かれ、誰もが働き続けたいと思う素晴らしい職場環境にすることも可能である。

#### 参 考 資 料

- [1] 全国農業共済協会：獣医師募集案内、家畜診療、70、305-316（2023）
- [2] 農水省消費安全局：獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針、<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/attach/pdf/vetkakuho-26.pdf>（2020）
- [3] 農水省大臣官房統計部：畜産統計（令和 5 年 2 月 1 日現在）、<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>（2023）
- [4] 農水省消費安全局：獣医師法第 22 条の届け出状況について、<https://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/keikaku/attach/pdf/040304-2.pdf>（2022）
- [5] 農水省消費安全局：令和 4 年度獣医関係大学卒業者就職状況調査結果、家畜衛生週報、3730（2022）
- [6] 農水省経営局保険管理官編：農業共済団体等家畜診療所実態調査、<https://www.library-archive.maff.go.jp/>（2023）
- [7] 白尾絨司：家畜の遠隔診療について、日獣会誌、75、508-521（2022）